

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）、桜井市契約規則（昭和 44 年桜井市規則第 3 号）のほか、桜井市が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告日 令和 7 年 4 月 3 0 日

2 契約担当部署

〒 6 3 3 - 8 5 8 5 奈良県桜井市大字栗殿 432 番地の 1

桜井市役所 総務部 管財契約課 管財係

電 話 0 7 4 4 - 4 2 - 9 1 1 1 内線 1 7 7 1

メール kanzaikeiyaku@city.sakurai.lg.jp

F A X 0 7 4 4 - 4 2 - 2 6 5 6

3 入札に付する事項等

(1) 業 務 名 桜井市公用車車両整備等委託業務

(2) 履行場所 桜井市役所敷地内

(3) 履行期間 令和 7 年 7 月 1 日から令和 1 0 年 6 月 3 0 日まで
(債務負担行為により 3 6 カ月)

(4) 概 要 委託業務

(1) スケジュール点検

(2) 法定点検

(3) 車検整備

(4) 上記(1)から(3)までの各種点検整備における油脂類等の交換
及び経費負担

臨時の点検整備及び故障修繕

(1) エンジン及び動力伝達装置関係

(2) 電気(機)装置及び各部計器関係

(3) かじ取り装置及び制動装置関係

(4) 空調装置関係

(5) その他、車両の安全運行を確保するために必要な装置等

(5) 入札方法

本入札は郵便入札にて行う。入札書の書き方及び提出方法は、別紙「入札書の

記入の仕方について」を参照し、記入誤り等のないようにすること。

(6) 入札書に記載する金額

1 か月あたりの消費税及び地方消費税を含まない委託料を記載すること。

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 令和7年度桜井市入札参加資格者名簿に登録されており、近畿2府4県に本社、支社、営業所を有すること。
- (2) 直近5年間（令和2年4月1日以降をいう）で地方公共団体の発注に係る公用車車両整備等委託業務を、直接の契約の相手方となって12ヶ月以上継続して請け負った実績があること。
- (3) 令第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 公告の日から入札の日において、桜井市物品購入等の契約に関する入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団でない者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体でないこと。

5 競争入札参加資格の確認

本入札に参加する者は、下記により桜井市一般競争入札参加申請書（様式1）及び入札参加資格確認資料を提出し、本入札の競争入札参加資格があることの確認を受けなければならない。また、入札参加者は、入札日の前日までの間において、桜井市から提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出書類

ア 桜井市一般競争入札参加申請書（様式1）

イ 直近5年間（令和2年4月1日以降をいう）で地方公共団体の発注に係る公用車車両管理業務の一括外部委託について締結した当該契約書の写し（業務名、契約相手、契約年月日、契約期間及び契約金額が確認できる部分のみで可）

(2) 申請書等の配布

ア 期間 令和7年4月30日（水）から令和7年5月22日（木）まで

イ 配布方法 桜井市のホームページ（「事業者向け」→「入札契約など」）からダ

ウンロードすること。ただし、仕様書の別紙資料については、守秘義務誓約書（様式２）を提出したものにＥ－Ｍａｉｌでパスワードを提供する。

（３）申請書等の提出

ア 提出期間 令和７年４月３０日（水）から令和７年５月２２日（木）午後３時までに必着すること。

イ 提出場所 ２に同じ。

ウ 提出方法 郵送・メール・持参のいずれかによるものとする。ただし、郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、申請者の負担とする。また、メールの場合は、送信後に総務部管財契約課管財係へ受信確認の電話を必ず行うこと。

（４）入札参加資格の確認

参加資格を有する者については、桜井市から入札参加資格決定通知書を令和７年５月２３日（金）以降にメールで通知する。

（５）注意事項

入札参加決定通知後に入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式４）を必ず令和７年６月２日（月）午後５時までに提出するものとする。提出方法は桜井市一般競争入札参加申請書と同じとする。

（６）その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。

６ 入札説明書及び仕様内容についての質疑

質疑のある場合は、質問書（様式３）により、令和７年４月３０日（水）から令和７年５月１４日（水）午後３時までの期間（土曜日、日曜日、祝日は除く。時間は午前９時から午後５時までとする。）に、総務部管財契約課に必着するよう提出すること。（ファクシミリでの質問も可能とする。ただしその場合は、質問書の送信後に総務部管財契約課管財係へ受信確認の電話を必ず行うこと。）本業務入札に関わること以外の質疑、問い合わせについては一切応じない。

質問事項に対する回答は、令和７年５月１５日（木）午後３時以降に、桜井市ホームページ上において公開する。

７ 入札方法等

（１）入札書の受付方法

入札書は郵送及び持参により受け付けるものとする。いずれの場合も、封筒の記載

事項は、別紙『入札書の記入の仕方について』を参照すること。ただし持参の場合に切手の塗貼は不要とする。

(2) 入札書の提出期限

令和7年6月2日(月) 午後5時必着

(3) 提出場所

2に同じ。

(4) 郵送方法

郵送の場合は、不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とする。

(5) 入札書の変更等

入札参加者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

8 入札の無効等

(1) 公告に記載した競争入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、虚偽の申請を行った者がした入札は無効とする。

(2) 入札書の金額、氏名、印影または重要な文字が誤脱し著しく不明な時は無効とする。

(3) 入札参加者が入札までに入札参加資格を満たさなくなったときは入札に参加できない。

(4) 入札において事故が起きたとき又は、不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合がある。

(5) 落札者が契約までに入札参加資格を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。

9 開札の日時及び開札立会人

(1) 開札執行の日時及び場所

令和7年6月3日(火) 午後1時30分から

桜井市役所 本庁舎3階 入札室

(2) 開札立会人

開札執行の際には、入札参加者の中から開札立会人(以下、『立会人』という。)を2者選任する。開札立会通知書については、入札参加資格審査結果通知書と共にメールにより通知する。なお立会人については、参加申請書到着の早い順から2者選定する。但し、参加申請書を提出した者が1名のみだった場合、開札立会人は申請者と当該入札に関係のない市職員が立ち会うものとする。

(3) 開札の立会い

開札の立会いは、入札参加者または入札参加者から委任を受けた代理人が行うも

のとする。その際、開札立会通知書を持参することとする。但し、代理人が立会を行う場合は別途委任状を必要とする。立会人もしくは代理人が他の立会人の代理人となることはできない。また、開札日時になっても立会人もしくは代理人が参集しない場合、もしくは立会人が開札の立会いを辞退した場合は当該入札に関係のない桜井市職員が立ち会うものとする。

(4) 開札確認

立会人もしくは代理人は、当該入札後、公正かつ適正な入札であったことを確認したならば、開札確認書に署名・捺印をするものとする。

10 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定方法は、桜井市が定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

11 入札手続等

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
要する。ただし、桜井市契約規則第27条第1号、第3号及び第9号に該当する場合は、免除する。
- (3) 契約書作成の要否
要する。ただし、文面に関しては契約担当課と協議を行うこと。
- (4) 支払条件 月額払い（各月の履行検査を要する）。

12 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該契約の入札を延期又は中止することがある。

なお、中止となった場合でも、申請書および確認書類の作成費用は申請者の負担とする。